

議長（志村 忠昭）

要望ということで。

これをもって、4番、村井保夫議員の質問は終わります。

次に、10番、尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

10番、日本共産党町議会議員尾崎忠義でございます。

私は、平成27年3月多度津町議会第1回定例会におきまして、町長及び教育長、そして各関係担当課長に対し、1、町民の足を守る地域交通、生活交通としてのコミュニティーバス巡回運行の取り組みについて、2、立てかえ払いなしで子供の医療費を中学校卒業15歳まで窓口無料化について、3番目に、水道事業の県下一元化、広域化、民営化についての3点を一般質問をいたします。

まず最初に、町民の足を守る地域交通、生活交通としてのコミュニティーバス巡回運行の取り組みについてであります。

昨年12月に私達が実施した町民アンケートでは、店が中心地に固まっていて白方の人達は車に乗らなければ買い物に行けない、今からはもっと高齢者が増えるのにどうすればいいのかと不安です。

家にいるのは老夫婦やひとり暮らしの老人ばかりです。

交通弱者対策としてのコミュニティーバスの巡回運行をしてほしい。

これは65歳から74歳の女性です。

また、車社会ではあるが、高齢者、若年者のライフラインとなる交通網は必要だと思えます。

コミュニティーバスを巡回し、皆で運動し、健康意識の向上が医療費削減につながります。

これは30歳から40歳の男性です。

また、車社会の香川では、車が乗れなくなりバスがないと買い物、病院、駅にすら行けなくなる。

日々タクシーは経済的に負担が大きく利用ができない。

これは30歳から40歳の女性です。

また、商店街が廃れ、町が空洞化しており大型店が町の中心の場となってしまう、もし将来大型店が撤退したらこの町の人買い物難民のようになるのでは。

ただでさえ、年配の人は車の運転をやめて免許を返さなくなるときがいずれ来るのに。

これは50歳から60歳、女性の声でございます。

また、町中心部だけでなく農村部にも目を向けてほしい。

見立のような辺地の人には特に交通不便な生活を強いられている。

老人所帯なので将来が心配です。

これは65歳から74歳の女性です。

また、これからは人口減少対策等、次世代重視が大事、また、町外から人を呼び町内を潤すことが必要。

生活が第一、人が優先、そのためにも地域交通、生活交通としてコミュニティーバスの運行の実現を。

これは50歳から64歳の男性です。

そして、丸亀市、善通寺市、三豊市などは住民の足となるバスを市内にぐるぐる回しているが、多度津町でも100円バスを町内で走らせてほしい。

高齢化していく中、運転免許証を返納すると不便でつついお年寄りが車の運転をしているのは危ない。

多度津町でできないなら丸亀のバスを回させないか。

まんのう町には丸亀のぐるっとバスが来ているところがある。

これは65歳から74歳の女性です。

また昔と違って、大きいスーパーが出来たが近くにない。

車の運転がしにくい老人は、困っている。

コミュニティーバス運行の実現には賛成をしている。

これは65歳から74歳の男性です。

そして、もっと高齢化して車の免許証を使わなくなる人がふえると思われるので必要なのでは。

これは65歳から74歳、男性の声でございます。

ただいま発言したのは原文のままでございます。

このような年代層の方々から、率直で切実なたくさんのご意見、ご要望をいただきました。

我が多度津町は、旧国鉄以前より鉄道を中心に交通の要衝として発展してまいりました。

町内は、駅前から商店街を中心に発展してまいりました。

このため、バス路線の運行は不十分でございました。

町内住民の高齢化進行の中、高齢者のみの世帯が増えてきており、車を所有されず買い物や医療機関への通院などにおいて不便を感じている高齢者が多いことが町民アンケートでも寄せられております。

これら高齢者や障害者、介護認定者など、いわゆる交通弱者の外出を支援するための制度創設、また交通弱者には自宅から買い物先や病院までの距離が苦痛になる場合があります。

このため、デマンドタクシーの運行なども検討すべきです。

新規事業は財政負担を伴いますが、福祉施策として地域住民と協働で地域に合

った交通サービスを検討し、具体的に実施すべき時期になってきています。そして、地域の交通問題は、まちづくりや福祉、教育、地域経済という課題とも連結しており、公共交通に乗らない人たちの移動の確保が今まで以上に自治体の大きな課題となってきております。

交通は単に移動という側面から見るだけではなく、交通の本質である人と人との交流から捉えることが重要であります。

交通政策基本法の成立を受けて、2014年に地域公共交通活性化再生法が改正されました。

ここでは、地域が計画を策定しそれに対して国の補助を入れていくという大きな形はこれまでを踏襲しております。

従前の総合連携計画が交通網形成計画に名称が変更になるほか、公共特定事業の一つとして地域公共交通再編事業が新設され、そのための財源の確保もされるものと期待がされます。

地域の公共交通が持続的に維持される方向を目指し、運行経費が小さくて済む手段への転換を図ることが加速されることが考えられます。

今回は住民自身が白ナンバー車両で運行するような形態も候補として具体的に明示されており、劇的でないにしろ地域がそれを選びやすいような制度改正も伴っております。

また、誰もが利用しやすい公共交通を整備して高齢者や障害者が自由に移動できるようになれば、社会の一員となり自分で通院ができ、就労の機会を得、医療費や社会保障に要した負担が軽減され社会全体に利益をもたらす、山村に人が住んでいなければ国土は守れない、また公共交通はまちづくりのあらゆる施策分野、医療、福祉、教育、観光、商工業に共通した土台となるインフラである。

これは、クロスセクターベネフィットと呼ばれており、命の交通網のことであり、これらの考え方をもとにした地域交通政策が自治体に求められているわけであります。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目は、昨年3月の定例議会におきまして、敬老祝い金支給事業の見直しとして、77歳、88歳、90歳、99歳以上の節目に支給していた敬老祝い金を、77歳は現状維持とし、88歳、99歳以上を削減をし、そして90歳支給を廃止、高齢者福祉事業として発足させ、80歳以上の対象者に年5,000円、500円券の10枚分、この福祉タクシー利用券を交付しておりますが、現在までの利用者数と利用率はどのようなになっているのか。

2点目に、町としての地域交通政策にはどのようなものがあるのか。

3点目に、町民の足としての一層の切実な願いであるデマンドタクシーなど、

コミュニティーバス巡回運行実現の政策についてどのように考えているのか。次に、立てかえ払いなしで子供の医療費を中学校卒業15歳まで窓口無料化についてであります。

公的医療保険では、就学前は2割、小学生以下は3割、高齢者は1割から3割でございますが、この医療費の窓口負担が必要でございます。

子供の医療費助成制度は、この自己負担を軽くするために自治体で補助する制度であります。

助成制度の実施主体は市区町村となっております。都道府県が決めた助成制度を基礎とし、多くの市区町村がそれに上乘せをして充実をさせております。

助成内容は各自治体で違い、自治体によっては自己負担分を全額助成せず医療機関の窓口で一部負担金の支払いを求められる場合があります、例えば静岡県では、通院1回500円、月4回限度、そして入院が1日500円としております。

額は自治体によって異なります。

医療費の助成方法には、償還払い方式と現物給付があります。

償還払いは、医療機関の窓口で2割または3割の自己負担金を支払い、申請後に戻ってくるやり方でございます。

自動償還払いは、償還払いと同じように自己負担金を支払いますが、一度申請手続をすれば後は申請は不要で、後日指定口座に助成金が振り込まれます。

現物給付は、医療機関窓口での負担がありません。

ただし、一部負担金がある場合はその額を支払います。

助成方法で混合の場合があり、例えば神奈川県では、就学前までは現物給付ですが小学1年以上は償還払いというようなケースでございます。

国は、現物給付での助成を行うと受診する患者が増えて医療費が増大するとしてペナルティーを科しています。

市区町村の国民健康保険会計への国庫負担金を減額するわけでございます。

そのため、自治体によっては一部負担金を導入し、減額の率を緩めようとしているわけであります。

乳幼児医療無料化の運動は、岩手県沢内村、現西和賀町が発祥の地であり、50年以上前から取り組み、発展をし、国会、地方議会で助成制度の導入、拡充に力を入れてきた結果、2001年までに全都道府県、全市区町村で助成制度が実施され、厚労省調査2013年4月時点で、中学校卒業まで助成を行っている自治体は、通院で5割、入院で6割に広がっております。

総務省統計局就業構造基本調査によれば、30代の子育て世代の最も多い所得階層は、1997年には500万円から690万円であったのが、10年後の2007年には300万円から390万円になっております。

子育て世代の所得は減少しているのが実態であります。

OECD（経済協力開発機構）による子供の貧困率の国際比較でも、日本の子供の貧困率が高いというデータが出ています。

子育て世代の所得が下がったり子供の貧困率が高かったりすることにはさまざまな原因があり、医療費の助成制度だけで変えられることではありません。しかし、子供の医療費助成制度の拡充は、子供を育てる上での安心の仕組みとして非常に有用であります。

自治体により子供の医療費助成制度に差が生まれており、また制度の実施状況によっては市町村国保の国庫負担金を国が減額するペナルティーもあり、このような点は今後考えていかなければならないわけであります。

子供の窓口負担が無料になったからといって、不必要な受診が増え医療費が無駄に使われることはなく、親は子供が元気なのにむやみに医者に連れてこようとはしません。

なぜなら、不必要な受診のために親は仕事を休めません。

住むところで受けられる医療に差があるのは望ましくなく、誰もがどこでも均一の医療が等しく公平に受診できるという制度や仕組みを目指すべきであり、子供の医療費助成拡充により子育て世代に安心を与え、それが当面中学校卒業15歳までの窓口無料化、現物給付であります。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目は、昨年平成26年4月診療分からの通院、入院費の負担金は現在まで、7歳の誕生月の末日までの乳幼児の現物支給額及び7歳の誕生月末日以後中学校卒業までのものの償還払い額は、各々幾らになっているのか。

また、年齢別では何人になっているのか。

2点目には、子供の病気、けが、事故別ではどのような割合になっているのか。

3点目には、町内、町外での医療機関等で受診した割合はどのくらいか。

4点目には、申請による償還払いの受け付け実施割合はどのくらいか。

5点目に、中学校卒業までの現物給付とした場合、昨年の実績では金額はどのくらいになるのか。

6点目に、県の子供の医療費の拡充が町の子供医療費助成の拡充につながるので、町としても強く要望していくべきと考えるが、どうか。

7点目には、国の制度として就学前までの子供の医療費の無料化を国、県へ提言、要望するとともに、現物給付を行えるように自治体へのペナルティーをやめさせることを町としても強く要請すべきと考えるがどうか。

最後に、水道事業の県下一元化、広域化、民営化についてであります。

全国町村議会議長会編による議員必携3ページ、序、地方自治の仕組みと議会の使命では、次のように述べられております。

1、地方自治とは地方のことをみずから治めることを意味し、国から独立して

一定の地域を基礎とする地方公共団体が住民の意思に基づいてその事務を処理することをいう。

地方自治が本来の自治であるためには、国から独立をし、地方公共団体がその判断と責任で行う団体自治と、その事務の処理や事業の実施を住民の意思に基づいて行う住民自治との2つの要素がともに満たされることが必要である。

この2つの要素を別の側面から見れば、団体自治は地方分権の原理を示し、住民自治は民主主義の精神をあらわすものと考えられるが、一般的には住民自治が地方自治の本質的要素であり、団体自治はその法制的要素であると言える。住民自治が地方自治においてその役割を發揮するためには、団体自治が必要である。

逆にまた、住民自治のない団体自治は真の地方自治とは言えない。

その意味で、地方自治のこの2つの要素は密接不可分であり、この両者を切り離して地方自治を考えることはできない。

4ページ、2、現行憲法と地方政治では、次の5ページに、しかも町には執行権を、議会には議決権を与え、相互にその権限を均衡させ、それぞれの独断専行を抑制して適正で効率的な行財政の運営の確保を目指す。

このように、町も議会もそれぞれの権限に基づいて役割を果たすのであるが、その根底にはともに住民の福祉向上という共通の大目的があり、自主性、自立性により、その結果については双方ともに直接住民に責任を負う制度となっている。

また、新地方自治ハンドブックによれば、20編には、地方公営企業法では、水道、交通、電気、ガス、病院等、地方自治体が経営する公営企業に企業としての経済性を十分に發揮させるため、その組織、財務、職員の身分取り扱い等について企業としての実態にふさわしいような法制度を設ける必要があるというところから1950年につくられた法律で、その後何回もの改正、特に1966年の大改正を経て今日に至っております。

地方公営企業の経営の基本原則は、企業会計と一般会計との負担区分の明確化を図った上で、企業の負担とされたものについては徹底的な経営の合理化と料金の適正化を図ることにより独立採算を堅持することであり、これは1964年地方公営企業調査会答申とされ、この基本原則に沿って全ての制度がつけられているわけでございます。

主な柱は、1、この法律が適用される企業の範囲が、最初の法制度当時に比べて大幅に拡大されたこと、2番目に、経営の合理化を推進するため選任の管理者を必要とし、町や議会から相対的に自立した強力な権限を与えたこと、3番目には、一般会計と企業会計との負担区分を明確化し、性質上企業収入をもって充てることが適当でない経費などを一般会計の負担としたこと、4番目、料

金の決定原則として、原価主義によるべきことと企業の健全な運営を確保するに足るものでなければならぬことを明らかにしたこと、5番目に、職員の給与は職務給、能率給によることとしたことなどから成っていますと記述されています。

このたび、香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置について、昨年10月、11月全員協議会におきまして概要説明があり、その後町長は、12月24日に香川県広域水道事業体検討協議会長、浜田恵造香川県知事に対して参画する旨の回答をしました。

私たち議員には広域水道事業及びその事業体に関する基本的事項の取りまとめの資料を配付されておりますが、町民には、「みんなの県政THEかがわ」12月号2014年での4ページ分の特集記事「検討が進む水道事業の広域化」が配布されているのみで、町民に対して何ら説明をされておられません。

先日、白方地区で老人会による町政教室が開かれましたが、私は公の参考資料として公表されているTHEかがわを増し刷りコピーをして配布しましたが、この件に関して皆さん知らないという有り様でございました。

私は、県の事業計画は北鴨の浄水場の廃止など独自水源の縮小を掲げており、災害、防災、渇水対策にも逆行しておりますし、町民財産である町営水道の将来を町民不在で進めることはやめるべきです。

また、100%町民が加入している命の水である水道事業の全県一本計画化は将来的には民営化に道を開くものであり、町の水道事業への関与を否定するものとなりかねません。

したがって、町民生活に重大な影響を及ぼす問題なのに町民への情報提供や意見聴取を行わないまま決められようとしており、この重要な案件を一方的に議会だけで議決をするのではなく、住民説明会を開き、住民合意を取りつけるべきであります。

町長の見解を伺います。

以上、3点について町当局の答弁を求め、私の一般質問を終わります。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎忠義議員のご質問のうち、水道事業の県下一元化、広域化についてお答えをさせていただきます。

この件につきましては、議員ご承知のように、2度開催させていただきました全員協議会の中で議論をさせていただきましたときにもご説明をいたしましたが、再度ご説明をさせていただきます。

県と8市8町、直島町は除きます、との間で水道一元化について説明があり、準備協議会に参加するかしないかの返答期限を昨年12月末までと決められました。

詳細については準備協議会で詰めていくという同意の中で、それぞれの市、町で検討がされました。

本町におきましても議会にお諮りをし、その2回目の全員協議会において、協議会に参加するかしないかは町長の判断に委ねるという決定をいただきました。

決断の期限が迫っている中で、町民皆様の代表者であり代弁者である議会議員皆様に、丁寧な説明をもってお諮りしたと思っております。

全員協議会は賛否を問う委員会ではありませんので、一任をいただいたということで、水道事業の今後の課題であります人口減少等に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化に伴う更新工事の増加、経営改善などの対応を総合的に判断し、重責を担いながら協議会参加の旨を浜田知事に回答いたしました。

決定に関する過程におきましては、県内8市8町全て同様であります。

平成27年度より具体的な内容につきまして協議し、調整、検討を進め、広域企業団が設立されるのが3年後の予定であります。

その間、進捗状況につきましては、議会の皆様にお諮りするとともに、町民皆様にも情報を開示してご理解をいただいております。

また、議員ご指摘の災害、防災、渇水対策については、重要課題であり、設立準備協議会の中で現在、町の所有する施設の利用についても再度しっかりと議論させていただき、協議の進捗状況につきましては議会に報告させていただきます。

なお、現在検討されています企業団につきましては、香川県及び参画市町が構成団体ですので、水道事業に対し町の関与がなくなるわけではありません。

本議会に提出されています議案が可決された後には、常にご協力いただいております水利関係の皆様には十分な説明が必要でありますし、町民皆様にも広報紙等を活用し情報提供に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます、そのほかのご質問につきましては各担当課長より答弁してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

福祉保健課長（山下 俊和）

尾崎議員ご質問のコミュニティーバスについての1番目、高齢者福祉タクシーの利用状況についてお答えいたします。

80歳以上の方を対象とした高齢者福祉タクシーは昨年6月から事業を開始いたしましたが、現時点までに申請をされタクシー利用券をお持ちの方が1,298人で、事業開始時点での対象者が2,347人ですので、申請率は55.3%になります。また、6月から1月末までに使用されたタクシー利用券の枚数は4,718枚となっており、1月末までにお渡ししたタクシー利用券の総枚数を分母とした利用率は36.5%になります。

以上で尾崎議員のご質問についての答弁とさせていただきます。

総務課長（石原 光弘）

尾崎議員ご質問の1点目のうち、町の地域交通政策、コミュニティーバス巡回運行実現の政策についてお答えいたします。

まず、町の地域交通政策についてであります。地域公共交通活性化再生法が改正され、それに伴い基本方針も改定となりました。

また、先月には交通政策基本計画が閣議決定され、地域公共交通に対する注目が集まってきているのは事実であります。

地域公共交通の形成計画については、国の基本方針にのっとり地方公共団体が事業者と協議の上、協議会を開催し策定するものですが、基本方針でまちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保や広域性の確保、具体的で可能な限り数値化した目標設定等の事項が定められており、町単独ではかなりハードルが高いものであると思われます。

また、地域公共交通再編事業については、既存の公共交通の再編に関するものであり、現状では定住自立圏内の既存交通機関の再編という形で対応するのが適当であると考えております。

いずれにしても、交通政策については町単独で考える部分、定住自立圏の中で検討を重ね地域戦略ともすり合わせを行いつつ形成していくことが必要かと考えております。

次に、コミュニティーバス、デマンドタクシーの運行についてですが、以前の一般質問でもお答えしたとおり、現在のところ実施は考えておりません。

しかしながら、本町の高齢化率も30%を超えた中、今後は交通弱者対策として一つの手法となることは認識しておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、尾崎議員への答弁といたします。

住民課長（矢野 修司）

尾崎議員ご質問の2点目、子供の医療費を中学校卒業15歳までの窓口無料化について答弁を申し上げます。

本町では、従来の乳幼児医療費助成制度と子育て支援医療制度を統合、拡充し、中学校卒業までの入院、外来に係る医療費を助成する新たな乳幼児等医療費助成制度を平成26年4月診療分から実施しております。

ただ、尾崎議員のご質問にありますように、今回年齢の拡充を行った対象の子供に関しては、一旦窓口で医療費の支払いを行っていただき、後日申請に基づきさきにご負担いただいた医療費をお返しする、いわゆる償還払いの制度をとっております。

そこで、尾崎議員のご質問の1点目についてでございますが、同じ方が複数回受診する場合もあることから、実人数ではなく受診件数として答弁をさせてい

ただきます。

平成26年12月末現在の実績といたしましては、従来の7歳誕生月の末日までの方の受診件数及び助成額は、1万4,871件で3,285万212円、また7歳の誕生月の翌月以後中学校卒業までの方の受診件数及び助成額は、9,562件で1,449万4,803円となっております。

次に、ご質問の2点目、3点目及び4点目についてでございますが、医療費の助成の申請の際には疾病名が記載されないため、病気、けがなど別の受診割合はわかりませんが、新たに拡充した対象者に関しましての町内、町外の医療機関の受診割合は、町内33%、町外67%で、約1対2の割合となっております。また、町内の医療機関に関しましては、対象者の方にお渡ししております資格者証を受診の際に医療機関に提示していただければ医療機関より受診した翌月にまとめて報告があるため、申請はほぼ100%であると考えておりますが、町外の医療機関に関しましては受診に対する申請の割合は把握する方法がないのが実情でございます。

次に、ご質問の5点目についてでございますが、中学校卒業まで現物給付とした場合の推計でございますが、平成20年8月に7歳未満の方について現物給付とした際には、受診件数は約1.24倍、助成額については約1.19倍増加いたしました。

その例を参考に推測いたしますと、今年度新たに拡充した部分は現在月平均200万円前後の助成額で推移しておりますことから、昨年度に比べますと現物給付とした場合には助成額は約2,856万円増加すると考えられます。

最後に、ご質問の6点目及び7点目についてでございますが、乳幼児等医療費助成制度を初めとする福祉医療制度の拡充につきましては、毎年度香川県町村会を通じて香川県に要望をしているところでございます。

香川県が医療費助成制度を拡充することは県下の全ての市町が望むところであり県内市町と連携を図りながら今後も県に対し引き続き要望をまいります。

また、国への要望に関しましては、国は医療サービスの提供を受けることに対して受診者が一定の負担をすることが原則であるという考えであり、現物給付化に対しては否定的であります。

これに対し、全国町村会でも社会保障制度改革国民会議等の場におきまして乳幼児等医療費助成制度を初めとする少子化対策の必要性を訴えているところで、本町としても香川県町村会に働きかけ、引き続き強く要望をまいりたいと考えております。

以上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

以上で尾崎議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、尾崎議員、再質問があればお受けいたします。

議員（尾崎 忠義）

第1点目に、コミュニティーバス巡回運行の件でございますが、福祉タクシー券を発行して申請の申請率、使用率55.3%と現実には36.5%という枚数の報告がございました。

これは、当初は半分の見積もりというか、そういう案でありましたけれども、それからしますとやはり半分ぐらいしか利用、また券の発行枚数も4割切れているということでございます。

そういう意味で、やはりこれについては特定の80歳以上の方だけということでございますので、私が今申しておりますのは、この分は、これはこれで今やっておるんですが、さらに町全体ではやはり運行利用者と行政と道路管理者、つまり警察署ですね、それと交通業者、これはいずれにせよ4者による協議会を設置して運行を協議をしながら進めていくというのが基本でございますから、ぜひこの点については足を踏み出してやっていくことが大事ではないかと思いますが、そのお考えをお聞きしたいと思います。

それから、2点目の子供の医療費の問題でございますが、町内が33%、町外で67%で1対2で、町外の受診の内容の割合がよくわからないということでございます。

そういう意味においてこの償還払いというのは、やはり町内は把握できるが町外は把握できないということでございますので、ぜひこの分についても把握をしていただきたいのと、それから町内では申請がほぼ100%だということの答弁がありました。

それはそれでいいんですが、この医療機関との関係で、無料化した場合は、医療機関はどのような考え方をしているのか。

町のだけではなくて、医療機関との関係もでございます。

そういう意味で、この受診の件は医療機関のほうはどうなっているのかということをお聞きしたいのと、それからやはり子供の病気の重症化です。

今、先ほど言いましたように、受診をためらううちに子供が肺炎なんかで入院するなどの重症化につながるということで、非常にこの無料化というのは子育て世代に安心を与えているということでございますので、そういう意味ではこれを推進すべきだと考えておりますが、その点もあわせてお願いしたいと思います。

それから、3点目の水道事業の県下一元化の問題で、ただいま町長からご答弁がありましたけれども、議会はもとより町民の間にこの水道の広域化、民営化の切実な声、これの議論も起こっていない状況のもとでこの準備協議会に加入

ありき、この前提で、政治主導でこの進め方というのは間違っているのではないかと思います、そのお考えをお聞かせください。

それともう一点は、質問いたしました、町と町民との信頼関係がこのことによって失われるのではないかとということでございます。

なぜかという、町はやはり平成の大合併において自立していくということを選択し行ったわけですが、今度水道事業の広域化というのは、合併しない町として単独でやっていくということを選択したのかにかかわらず、こういうふうに広域化行政に乗っていくということについてはどのようにお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

それから、今行政の簡素化、効率化、経済効率なんです、こういうことを今回も言われておりますが、住民自治の観点から行政の対応について、財政状況も厳しいんですが、このことについて対応についての考え方をお聞きしたいと思います。

そういう点でひとつ答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎 忠義議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

水道の一元化につきましては、町民皆様の代弁者であり代表者である議会の議員の皆様にも十分にお諮りをしたと思っております。

期限が切られている中で、8市8町全て同じ条件の中でこの問題について真摯に取り組んでまいりました。

その全ての市町が同じ条件の中でこの問題について考えていったわけですが、この協議会に参画するから一元化が決まったというわけではありません。

先ほども申しましたように企業体ができるのが3年後ぐらいになっております。

その間にこれからいろいろと、先ほど申しましたような町の問題など検討して、そしてそのことについては議会の皆様にもご説明をし、お諮りをしていくと思っております。

決して町民不在の決定をしたとは思っておりません。

住民不在ではないということを強くお伝えをしたいと思っております。

また、水道一元化が合併につながっていくということにつきましても、全く見当違いだと思っております。

今参画する構成団体とそして県との間で決めていくことでもありますので、合併という言葉とは全く無縁のものだと考えております。

もう一つ、コミュニティーバスのことにつきましては、以前にもお話ししたこ

とがありますが、定住自立圏の中でこの問題について検討いたしました。そのときに、丸亀市と善通寺市が今コミュニティーバスを運行しております。その中に多度津町も加えていただけないかということで十分検討させていただきました。

丸亀、善通寺の担当者と私どもの担当者が話をさせていただきました。その中で、丸亀も善通寺もこれ以上の財政負担は市民に強いることはできない。

このコミュニティーバスの運行に対しましては全て赤字になります。

多度津町の場合には、以前の数字ですけれども、年間4,000万円から5,000万円ほどの赤字になるという試算が以前の委員会で示されたところであります。

そのような4,000万円から5,000万円の財政支出を、また2万3,600人の町民の中で1日どのくらいの方がご利用になるのか、そういう費用対効果も考えた上で、行政は町民の皆様から預かっております大事な税金を活用していかなければいけない、また財政の健全化は必ず守っていかなければいけない、それは私の考えであります。

そういう中で、尾崎議員の考えとは矛盾するとは思いますが、私が述べさせていただいたのは、どうしてもコミュニティーバスに固執をするのであれば、善通寺と丸亀、そして多度津町と行政の合併をすればそれはできるのではないかというご提言をさせていただいたところでもあります。

どうか、このコミュニティーバスの運行に関しまして、今多度津町では単独ではなかなか難しいということをご理解をいただき、その中で福祉タクシー制度をもっともっと充実していこうと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

住民課長（矢野 修司）

尾崎議員の再質問に対してお答えをいたします。

町内、町外の受診割合の件について、町外の医療機関の場合、申請割合が幾らになるか把握できないのはなぜかという点でございますが、町外の医療機関の場合、当然67%の方が受診はしておるんですが、町外の医療機関で受診をしてその申請をする場合、これはご存じだと思うんですが、病院のほうの証明が必要になります。

そのときに、全ての病院かどうかまだちょっと把握できておりませんが、例えば善通寺にあります総合病院でいいますと、1件当たりの証明手数料が200円必要になるということで、その申請をしない方がおいでというような実情もございます。

そういった意味合いで、結果として申請が出てきた方しか把握できない、よって受診者に対する申請者の割合は把握しようがないということでお答えをさ

せていただきました。

それと、医療機関については、これを今現在償還払いにしているものを現物給付とした場合も何ら対応について問題はないと思いますが、それより以前に乳幼児等医療費助成というものに関しては、これはあくまでも福祉医療全般の中の一つということでもあります。

これ以外にも、重心医療でありますとかひとり親家庭医療という制度もございます。

そういった他の制度との公平性の確保も考えていかなければいけない。

また、町全体の施策の中においての重要性、優先順位等も含めて考えていく必要もあると思いますことから、今現在においては、先ほどの答弁で申し上げましたが、国は医療サービスの提供に対しては受益者負担は当然のことであるというような考えもございまして、あくまでも県内市町全てだろうと思いますが、県の今後の動き、要望も含めまして当然してまいります、そういったところに左右される部分も大きいというふうに考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

ただいま再質問に対する答弁が町長、担当課長からありましたが、再々質問があれば、尾崎議員、お受けいたします。

尾崎議員、ちょっとわかりにくいんですわ。ちょっと済みませんが、単刀直入にお願いいたします。

議員（尾崎 忠義）

わかりました。

最初のコミュニティーバスの運行でございまして、1つお聞きしたのは、企画政策課はどのようにお考えになっとんかをお聞きしたいと思っております。

それから、2番目の医療費の問題でございまして、今やはり拠点病院というのは町外ばかりなんですわ。

ですから、特に子供の場合は善通寺は小児病院がありますし、夜中に急になった場合でも受診できるというあれがあります。

そういう意味においてこれについてぜひ、申請割合が把握できないというんですがここら辺を、行って受けたということはわかるんですからぜひこれは把握していただきたいということでございます。

それから、水道事業のことでございまして、水道事業というのは、ご存じのとおり命の水ということで100%皆さん加入しておられるということがありまして、準備協議会に加入するかせんかという以前に、私はこのように、言うたように、やっぱり事前に説明をせんかったらやっぱりこれは議会だけで議決してゴーサインを出すというのは、それだったらもう途中から都合が悪くなったと

いうたらおかしいんですけど、そういう脱退ができるんかどうかというのをひとつお聞きしたいと思います。

そういう意味で答弁をお願いいたします。

総務課長（石原 光弘）

尾崎議員の再々質問ですけど、コミュニティーバスは当初政策企画が担当でございましたが、定住自立圏の中で企画政策課のほうが取り扱ってましたが、昨年度から総務課の方へ担当が変わりまして、私のほうでお答えさせていただくようになっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

方針につきましては、先ほど町長が述べました方針で進んでおるということをここで改めてご理解いただきたいと思います。

住民課長（矢野 修司）

尾崎議員の再々質問についてでございますが、再度、課のほうに戻りまして、今議員がご質問されたような部分について調査できるかどうか確認をいたしたいというふうに思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

上下水道課長（河田 数明）

尾崎議員の再々質問の答弁をさせていただきます。

今、議会にかけさせていただいております準備協議会の案件で、協議会等に入った場合脱退できるかというご質問だと思っておりますが、こういう団体は地方自治法にのっとりしました一部事務組合ということで進めておるものでありまして、地方自治法の中にはやはりそういう脱退する手続等の部分も含まれて入っております。

ですから、この法にのっとりした手順を踏めばそういう行為もあり得るかと思いますが、今からこの準備協議会の中で十分検討した中で議員様のご意見等も伺って進めていきたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。